

## 小千谷市企業立地促進条例（別表抜粋）

別表(第3条関係)

区分	指定基準		
	固定資産取得価額	固定資産取得価額に対する新規常用雇用者増加数	
新設	5,000万円以上	5,000万円以上1億円未満	
		1億円以上2億円未満	2人以上
		2億円以上5億円未満	5人以上
		5億円以上	10人以上
増設	3,000万円以上	3,000万円以上1億円未満	
		1億円以上	2人以上
移転	3,000万円以上		
天災その他の 不可抗力によ る災害	3,000万円以上		